

事 務 連 絡

平成19年2月23日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

「評価療養に係る費用の消費税の取扱いについて」
の送付について

標記について、別添のとおり各地方社会保険局事務局、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県老人医療主管部(局)老人医療主管課(部)等あて連絡したので、関係者に対し周知を図られますようお願い致します。



事 務 連 絡

平成19年2月23日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部(局)
国民健康保健主管課(部)
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

評価療養に係る費用の消費税の取扱いについて

標記については、平成18年9月29日保医発第0929002号により、「評価療養」（「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条各号に掲げるもの）に係る費用として被保険者から徴収する特別の料金については「非課税」として取り扱われる旨周知しているところですが、被保険者以外から徴収する特別の料金については、従来どおり「課税」として取り扱われるものであるのご連絡します。

なお、当該取扱いについては、疑義が寄せられていることから関係者に対して速やかに周知徹底を図っていただけますようお願いいたします。

【参考】

薬事法第2条第15項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）であって、治験依頼者の依頼による治験に係る診療の場合

保険外併用療養費の支給に係る療養

①保険外併用療養費 …………… 非課税

〔「診療報酬の算定方法」により算定した費用の額（検査、画像診断、投薬、注射以外）－ ②〕

②被保険者負担額 …………… 非課税

〔「診療報酬の算定方法」により算定した費用の額（検査、画像診断、投薬、注射以外）× 3割〕

③治験スポンサー等被保険者以外の負担額 …………… 課税

〔（検査、画像診断、投薬、注射）＋ 治験薬の費用〕

保険外併用療養費の支給に係る療養以外

④治験スポンサー等被保険者以外の負担額 …………… 課税

〔治験に係るデータを管理するための費用（治験コーディネーターなどの医療機関が雇用するための人件費）など〕